

(第65号議案)

中野区空家等対策審査会条例

空き家は全国的に増加傾向にあり、国は令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の改正を行い、適切に管理されず放置されることにより特定空家等になる恐れのある空家等を管理不全空家とし、市町村が所有者等に対し指導及び勧告を行うことができるようになった。

区は令和7年度より、特定空家等及び管理不全空家等の認定手続きの運用を開始するとともに、法に係る措置を適切かつ円滑に実施するため、不動産、法律及び建築に係る専門家からなる審査会を設置する。

1 設置理由

空家等は、所有者の財産権が保障される私有財産であることから、特定空家等の認定及び固定資産税の住宅用地特例の除外となる勧告以降の措置については、特に慎重な判断が求められている。

特定空家等の認定・措置の実施においては、専門的知見から意見を徴取し、適切に進めていく必要がある。

2 設置条例

別紙のとおり。

3 スケジュール

令和7年8月 空家等対策審査会委員の選任・委嘱

9月 第1回中野区空家等対策審査会開催

令和8年2月 第2回中野区空家等対策審査会開催

中野区空家等対策審査会条例

（設置）

第1条 中野区における空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。）に係る施策に関し必要な事項を審査するため、区長の附属機関として、中野区空家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、答申する。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定に関する事項
- (2) 法第13条第2項に規定する措置に関する事項
- (3) 法第22条第1項から第3項まで、第9項及び第10項に規定する措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法の円滑な運用を図るために区長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 建築、法律等に関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別紙

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第6条 審査会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審査会については、区長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、公開することができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の議事に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（資料の提出の要求等）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、都市基盤部において処理する。

（委任）

別紙

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。